

議事の経過

第一日 平成二十九年八月四日 開会 午前九時五十九分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

開会前に去る七月二十五日にご逝去されました、衆議院議員 故木村 太郎殿に哀悼の意を表するとともに、ご冥福をお祈り申し上げるために黙祷を捧げます。

皆さまご協力をお願いいたします。ご起立願います。

[黙祷]

○議長（野呂日出男君）

黙祷を終わります。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

ただ今の出席議員数は、十四名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十九年第一回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により会議録署名者は、

二 番 五 十 嵐 忍 君

三 番 奈 良 完 治 君

四 番 前 田 信 一 君 を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 奈良岡文英君。

[議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇]

○議会運営委員長（奈良岡文英君）

みなさんおはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る八月二日、午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、平成二十九年第一回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおり決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第四、議案第五十三号から議案第五十六号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長 平田博幸君。

[町長 平田博幸君 登壇]

○町長（平田博幸君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、議案第五十三号 工事の請負契約の件 を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第五十三号を採決いたします。

議案第五十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五十四号 工事の請負契約の件 を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本件の第五十四号の工事請負契約の件ですけれども、株式会社タナックスさん、株式会社・・・、すいません、五者の入札指名によりまして、株式会社陸奥ホームさんが落札したという議案でありますけれども、この五者にしたという理由で

すね、そして理解するに地域限定をかけているというふうに指名審査会で決めたというふうに理解されますけれども、その理由はどういうところの根拠に基づいてやられましたのでしょうか。その点を明確にしていきたい。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

五者とした理由でございますけれども、建設業者選定規程の中に指名業者の数はなるべく五人以上とするということになってございましたので、五者としたものでございます。

あと、町内業者としたことによりましてけれども、地域の経済状況、雇用の状況、そのようなものを考えました結果、町内の業者で施工できる工事は町内だと、そのような考えに基づきまして決定したものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

五者にしたという理由について、地域経済の理由をあげているんですけれども、それは業者選定委員会といいますかそういうところでですね決まったんですよね。

そして、関連してお聞きしたいのはですね、こういう指名をするですね選定基準というのを明確に公表されているものなんでしょうか。その辺はどういうふうな実情になっているのか改めてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

五者の選定でございますけれども、町内のA級ということで、一千万円以上の工事につきましてはA級業者を指名させていただいております。それで指名の決定につきましては、指名審査会におきまして決定しているものでございます。その前に、等級審議会というものがございまして、等級審議会の中でA級、B級というものを決定してございます。その会議の内容でございますけれども、公開しないということになってございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

公開しない理由はどういうふうになっているんですか。町長又は副町長にお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

ただ今の指名業者の選定に当たって、公開をしない理由ということでございますが、やはりあの業者の選定につきましては、いわゆる決まったような形、というふうなことを思われる事は少し避けたいというふうなことでございます。

というのは、工事いろいろあるわけですけれども、基本的には先ほど財政課長のほうで申し上げましたように、町内の経済等を考えまして、町内業者を指名することにしております。そういった中で、A等級一千万円以上の発注、B等級一千万円以下の発注というふうに分けてございます。

A等級になる業者さん、B等級になる業者さん、というのの線引きというのは公表をしないで、それぞれ努力をしていただくということにしておりますので、そういった意味から公表はしないものというふうにしております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

なんかあの理由になっていない。私が求めているのはですね、事後的な公表は少なくともやる必要があるんじゃないかということと、事前に指名をするですね、この工事については地域限定をしてAランクの業者にして、その結果こうなったんです、というようなことをしていく。それぐらいは公表して当り前なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺もう一度お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

ただ今のお話でございますけれども指名した結果については、もちろん公表してございます。

ただ、指名前のもの、どこに発注するかというのは当然公表しないような形になっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今、話がかみ合わないんでちょっとあれなんですけれども、指名委員会の方で、例えば等級を決めるとき、県の方に提出している経営審査事項とかそういうものを加味してA級、B級とか決めてるんじゃないんですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

指名業者のAランク、Bランクに分けることに当たりましては、県の方に出しておりますその点数を基準に判定しているものでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ですから、業者の間ではあの業者は、ま、昨年度は四業者だというふうに町のAランクの業者は四業者だから、住宅は四つの業者が入札に参加、指名を受けたというふうになっているんですけれども、今回はフジケンホームさんも含めて五業者だというふうなことなんですけれども、いずれにしてもA級やB級という評価の基準を町民にもわかるように、業界外の人にもわかるようなシステムを構築すべきだというふうに建設審議会というかそういうところも指摘しているんじゃないんですか。

その辺は非公開でよろしいんだというようなお考えは十年前からお変わらないんですか。その辺の認識を伺いたい。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

ただ今のAランク、Bランクの公表についてでございますけれども、これは従来よりこういう形で進めてきております。現段階では公表するというふうなことは考えておりません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決いたします。

議案第五十四号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第五十四号は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十五号 工事の請負契約の件 を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案のですね、みどり団地の工事の内容なんですけれども、私どもに提示されておる資料によりますと、外壁改修、屋根改修、ベランダ改修、高架水槽改修、そして予定価格に近いものが七千九百五十四万円程だということでございます。お聞きしたいことはですね、この外壁改修、屋根改修、ベランダ改修、高架水槽改修、というふうになっているこの内訳はどれほどになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

お答えします。

今回のみどり団地の改修工事についての外壁改修、屋根改修、ベランダ改修、高架水槽改修ですけれども、設計上では個々の額は示されておらないんですけれども当然業者には示しておりませんが業者さんの方には、あくまでも予定価格を提示しておりましたので、それに基づいてこの工種をやるとすればどの位の工事費になるのかというのをはじいてもらったの入札参加でございますので、その辺の個々の細部についての内訳は公表はしてございません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

入札に参加するときにはですね……。なぜ私が聞くかといいますとですね、最近また小田桐町長のときと同じような状態になっているんじゃないか、というふうな業者の方やですね、あるいは又そういう関連の……。というようなことも言う人もあるわけでありましてけれども、それで入札の場合、予定価格を提示する型を指名業者に送付しているわけですよ。そしてそれに基づいて工事内訳書というのを必ず添付して入札に参加しているはずなんですよ。

それを課長の答弁では、七千九百五十四万円、これよりも上なのかもしれないんですけども、そういうふうなことしかわからないというようなことはおかしいんじゃないですか。どういう内訳書を添付していらっしゃるんですか。そのことを追加してお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二十一分

再 開 午前十時二十二分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

お答えします。

本工事についての内訳なのですが、直接仮設工事とか、外壁改修とか、屋根改修とか、建具改修とか、内部の改修、さまざまございましたけども、それでいけば当初うち方で設計している額なのですが、直接仮設工事としては四百五十万円程、あるいは外壁改修の工事につきましては二千五百万円程、屋根改修につきましては六千七百万円程、ほか細々ございますけれども、それを基に合計した額で設計額としてございます。以上です。

これに直接工事費を出すための個々のそれ以外の部分でございますけれども、全部ひっくるめれば一般工事費として五千三百万円程、その他の工事として四百七十万円程、処分工事として十万円程、合計で五千八百万円プラス消費税ということからこのような工事、七千万円超の工事費となっております。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

ただ今の工事の内訳の話ですけれども、ただ今申し上げましたのは直接工事というものでございます。その他に共通仮設費とか現場管理費、あるいは一般管理費というのが割合で加算になっていきます。それに消費税を加えて設計額というものが算出される形になっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、直接工事費と共通仮設費というふうな内訳を提示して入札に参加しているわけなんです。その中でもう一

つ関連してお聞きしたいのはですね、例えば直接工事、外壁、屋根等があるんでしょうけれども、労務単価というのはですね、どういうふうなですね、例えば大工さんであれば一万五千円程、標準設計労務単価ですね、それどういうふうに今回のこのみどり団地外壁等改修工事においては設計単価が見積もられているんですか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

お答えします。

あくまでも本工事については、国の補助金をもらっての工事ということから、それ以外でも含めて設計する際には、建設物価版というものがございまして、それにはさまざまな工種ごとの労務単価が掲載されてございます。ひとつひとつその工事に見合った額で、その費用を加算しながら積算している状況でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ですから課長、この業種の場合ですね、外壁、屋根、高架水槽、大きく言えば三つの専門的なあるいは技術的な職務の労務単価というのがあるはずなんですけれども、いくらなんですかというふうなことなんです。具体的にそういうのも含めてですね、直接工事費というのは出しているわけなんだろうから、その辺はどういうふうになっているんですか。前の住宅の大工さんであれば一万五千五百円程だとかあるわけでしょう。それを聞いているんですよ。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

細かい金額につきましては担当課長の方から話をしてもらいますけれども、基本的には県内で統一した単価というのを定めております。その単価に基づきまして設計はしております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

お答えします。

その工種によってそれがどの労務単価になるのかということになりますけれども、例えば特殊作業員としては、青森県でいけば二万一千九百円とか、あるいは普通作業員では一万六千円とか、あとは鳶工でいけば二万一千九百円とかいろいろありまして五十一項目ございます。その中から工事に見合った労務単価を用いて積算してございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ですから標準の一万六千円をですね、この設計をはじき出す上ではですね、採用しているんです、というふうなですね、ことだというふうに理解したんですけれどもそういう理解でよろしいんですか。ということと、もう一つはそれが実際に働いている人に支払われているのかどうかというのを、仕上がりができればいいんだというような行政としては考えなのか、あるいは又工事を施工する施工管理者というか監督者にですね、こういう労務単価が適正に払われているのか、これに基づいて払われているのかということを確認しているということがあるのかどうか、その点をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

お答えしますけれども、工事の内容についてはさまざま工種が出てくるかと思えます。施工体系図もうち方にはあがりますけれども、その中で下請けの業者さんにどの位の単価でかけているとか、そういうことまではうち方では指示もしていないし調査もしてございません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十五号を採決いたします。

議案第五十五号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第五十五号は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十六号 工事の請負契約の件 を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十六号を採決いたします。

議案第五十六号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第五十六号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十九年第一回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前十時三十分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 五 十 嵐 忍

署名議員 奈 良 完 治

署名議員 前 田 信 一